

## 補助回数のリセットを希望される方

特定不妊治療費補助金の申請後、**自然妊娠を含め出産または妊娠 12 週以降に死産に至った場合**、これまで受けた補助回数をリセットし、補助回数を再設定することができます。補助回数のリセットを希望する場合は、**リセット前の補助回数がすべて終了したのちに**（7 回目または 4 回目の申請をする際に）、リセットに必要な書類（出産の場合は戸籍謄本等、妊娠 12 週以降に死産に至った場合は母子健康手帳・死産届の写し、火葬許可証等）を申請時に持参してください。

なお、リセット後初めての補助金申請の治療開始日の妻の年齢により、再設定される補助回数が異なります。（39 歳以下の場合最大 6 回、40 歳以上の場合最大 3 回。）2 回以上出産等の状況がある場合は、再設定される補助回数が多い出産等の状況を証明する書類を持参してください。

### リセットの例

2 回目の補助を受けた後、出産等をした場合、**補助 3 回目**がリセット後**補助 1 回目**となります。

<b>補助 3 回目</b> の治療開始 日の妻の年 齢が <b>39 歳以 下の場合</b>	リセット後初回治療日の妻の年齢が 39 歳以下のため <b>6 回再設定</b> 。 リセット前 <b>補助 1</b> <b>補助 2</b> 《出産等》 <b>補助 3</b> <b>補助 4</b> <b>補助 5</b> <b>補助 6</b> リセット後 <b>補助 1</b> <b>補助 2</b> <b>補助 3</b> <b>補助 4</b> <b>補助 5</b> <b>補助 6</b> <b>補助 6</b> 終了後残りの補助回数は 2 回。
<b>補助 3 回目</b> の治療開始 日の妻の年 齢が <b>40 歳以 上の場合</b>	リセット後初回治療日の妻の年齢が 40 歳以上のため <b>3 回再設定</b> 。 リセット前 <b>補助 1</b> <b>補助 2</b> 《出産等》 <b>補助 3</b> <b>補助 4</b> <b>補助 5</b> <b>補助 6</b> リセット後 <b>補助 1</b> <b>補助 2</b> <b>補助 3</b> <b>リセットすることで助成回数が減少</b> するため、リセットに必要な書類の持参はお控えください。

### リセットに係る申請書類等

○出産のため、助成回数をリセットする場合

- ・戸籍謄本等

○妊娠 12 週以降に死産のため、助成回数をリセットする場合

- ・死産を証明できる書類（母子健康手帳・死産届の写し・火葬許可証等）